

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター

〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-982-4188 Fax092-982-6170

Eメール akiko@b-souken.com

集中しています 日中書道教室



何か始めたいと思って始めた書道。日中友好協会の書道教室に通い始めて1年が経ちました。

久さしぶりの筆の感覚と墨の香

の中で続けています。

当初10級からスタートした腕前(?)も現在、6級。今月には一つ昇給したいと思い、自宅でも練習しています。

令和7年度の最低賃金改訂

厚生労働省は、今年度の全国加重平均最低賃金が、昨年度から66円の引き上げで、1,121円と発表しました。

これは、中央最低賃金審議会が示した「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安」を受けて、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が調査・審議して答申したもの。九州各県の引き上げ額は、福岡県を除く各県では

全国平均を上回ったものの、最低賃金額は、福岡を含め、全国平均を下回っています。

県名	令和7年	引上げ額	発効月日
福岡	1057円	65円	11月16日
佐賀	1030円	74円	11月21日
長崎	1031円	78円	12月1日
熊本	1034円	82円	1月1日
大分	1035円	81円	1月1日
宮崎	1023円	71円	11月16日
鹿児島	1026円	73円	11月1日
沖縄	1023円	71円	12月1日



改正育児介護休業法 10月1日施行

改正育児介護休業法は、令和7年4月の施行で、子の看護休暇を「小学校3年生修了まで」、「感染症に伴う学級閉鎖等や入園（入学）式、卒園式」までとされ、残業免除は「小学校就学前の子を養育」などと拡大され、介護休業関係についても、介護休業離職防止のために、介護休暇を取得できる労働者の要件緩和などの運用が開始されました。(147号で詳報)

10月1日から、さらに、「育児期の柔軟な働き方を実現するための措置」として、始業時刻等の変更や短時間勤務制度、養育両立支援休暇の導入や、「柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認」として、妊娠・出産等の申し出と子が3歳になる前の個別の意向聴取や、子が3歳になるまでの適切な時期に、子や家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する労働者の意向を個別に聴取し、配慮することなどが求められています。

こうした内容は就業規則の改訂が必要です。お気軽に相談ください。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-982-4188

FAX 092-982-6170

Eメール: akiko@b-souken.com